

## 雇用給付金を取り扱う職業紹介事業者等の基準

雇用給付金を取り扱う職業紹介事業者等は、(1)～(3)のいずれにも該当する者である必要がある。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ 職業安定法（昭和22年法律第141号。）第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（特定地方公共団体）、第32条の3第1項の有料職業紹介事業者及び法第33条第1項の厚生労働大臣の許可を受け又は法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者

ロ 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第34条第1項の国土交通大臣の許可を受け又は同法第40条第1項の規定により国土交通大臣に届出を行い無料の船員職業紹介事業を行う者

(2) 職業紹介事業における業務の範囲に制限があり、雇用給付金の対象となり得る求職者を取り扱えない職業紹介事業者等でないこと

(3) 職業安定局長が定める項目への同意書を、都道府県労働局長あて提出している者